

令和6年5月20日

第5回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第5回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年5月20日(月) 午後2時00分から午後2時59分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 一太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
32番 欠 員	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

4 欠席委員

農業委員

13番 佐藤 孝志 委員、 17番 松本 太 委員

農地利用最適化推進委員

23番 安齋 浩一 委員、 33番 伊藤 金志 委員

5 遅参委員

農業委員

5番 川口 美奈子 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第27号 現況確認証明申請について

第4 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
の承認について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 和子 農地係長 湯田 匡史 農地係 菅野 亮裕

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 委員会に先立ちまして委員の皆様に申し上げます。

総会におけるマスク着用についてであります。着用は個人の判断となりますのでよろしくお願ひします。また、携帯電話はマナーモード又は電源オフにされますようお願ひいたします。なお、委員会での説明は、簡潔にお願ひします。

議長（奥平貢市）会長 これより、令和6年第5回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後2時00分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中16名、推進委員18名中16名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、13番佐藤孝志委員、17番松本太委員、23番安齋浩一委員、33番伊藤金志委員から欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

なお、5番川口美奈子委員から遅参の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 それでは、1番野地太郎委員、18番齋藤弘美委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報につきましては、法令に基づき、適正に取り扱っていただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第3、議案第27号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(午後2時03分 5番川口美奈子委員 入室)

事務局 それでは、事務局よりご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。

議案第27号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和6年5月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在、[REDACTED]外3筆、登記地目・田、現況地目・田、面積計4,483平方メートル。非農地の事由については、今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものがあります。

番号2、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・田、現況地目・原野、面積2,071平方メートル。非農地の事由については、周囲を山林に囲まれた農地であり、荒廃化も進んでいるため農地としての利用が難しいものがあります。

番号3、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・畑、面積1,892平方メートル。非農地の事由については、今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものがあります。

続きまして、議案書4ページをご覧ください。

番号4、農地の所在、[REDACTED]外1筆、登記地目・田、現況地目・田、面積計1,926平方メートル。非農地の事由については、今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

番号5、農地の所在、[REDACTED]外2筆、登記地目・田、現況地目・田、面積計3,543平方メートル。非農地の事由については、今後、耕作を

する予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

番号6、農地の所在、XXXXXXXXXX外3筆、登記地目・田、現況地目・田、面積計3,833平方メートル。非農地の事由については、今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

番号7、農地の所在、XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・畑、面積2,362平方メートル。非農地の事由については、今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

番号8、農地の所在、XXXXXXXXXX外2筆、登記地目・田、現況地目・原野、面積計2,216平方メートル。非農地の事由については、10年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号9、農地の所在、XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・原野、面積1,423平方メートル。非農地の事由については、長期間にわたり管理されなかったため、草木が生い茂り荒廃化したものであります。

続きまして、議案書6ページをご覧ください。

番号10、農地の所在、XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・原野、面積1,698平方メートル。非農地の事由については、長期間にわたり管理されなかったため、草木が生い茂り荒廃化したものであります。

番号11、農地の所在、[REDACTED]外3筆、登記地目・田、現況地目・原野、面積計4,092平方メートル。非農地の事由については、長期間にわたり管理されなかったため、草木が生い茂り荒廃化したものであります。

番号12、農地の所在、[REDACTED]外1筆、登記地目・田、現況地目・原野、面積計3,563平方メートル。非農地の事由については、長期間にわたり管理されなかったため、草木が生い茂り荒廃化したものであります。

番号13、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・原野、面積799平方メートル。非農地の事由については、長期間にわたり管理されなかったため、草木が生い茂り荒廃化したものであります。

番号14、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・原野、面積590平方メートル。非農地の事由については、長期間にわたり管理されなかったため、草木が生い茂り荒廃化したものであります。

番号15、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・田、現況地目・原野、面積940平方メートル。非農地の事由については、長期間にわたり管理されなかったため、草木が生い茂り荒廃化したものであります。

続きまして、議案書8ページをご覧ください。

番号16、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・田、現況地目・原野、面積1,063平方メートル。非農地の事由については、長期間にわたり管理されなかったため、草木が生い茂り荒廃化したものであります。

番号17、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・田、現況地目・田、面積

437平方メートル。非農地の事由については、今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

番号18、農地の所在、XXXXXXXXXX、登記地目・田、現況地目・田、面積972平方メートル。非農地の事由については、今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

番号19、農地の所在、XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・畑、面積1,269平方メートル。非農地の事由については、今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

番号20、農地の所在、XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・畑、面積1,889平方メートル。非農地の事由については、今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

番号21、農地の所在、XXXXXXXXXX外1筆、登記地目・田、畑、現況地目・原野、面積計2,346平方メートル。非農地の事由については、20年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

続きまして、議案書10ページをご覧ください。

番号22、農地の所在、XXXXXXXXXX外2筆、登記地目・田、現況地目・原野、面積計2,104.72平方メートル。非農地の事由については、長期間にわたり管理されなかったため、草木が生い茂り荒廃化したものであり

ます。

番号23、農地の所在、[REDACTED]外1筆、登記地目・畑、現況地目・畑、面積計675平方メートル。非農地の事由については、今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

番号24、農地の所在、[REDACTED]外7筆、登記地目・畑、田、現況地目・畑、田、面積計1,208平方メートル。非農地の事由については、今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

続きまして、議案書12ページをご覧ください。

番号25、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・原野、面積718平方メートル。非農地の事由については、30年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号26、農地の所在、[REDACTED]外1筆、登記地目・畑、現況地目・原野、面積計696平方メートル。非農地の事由については、10年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号27、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・原野、面積1,069平方メートル。非農地の事由については、20年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号28、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・田、現況地目・原野、面積1,297平方メートル。非農地の事由については、10年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号29、農地の所在、[REDACTED]外1筆、登記地目・畑、田、現況地目・原野、面積計478平方メートル。非農地の事由については、10年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

続きまして、議案書14ページをご覧ください。

番号30、農地の所在、[REDACTED]外6筆、登記地目・田、現況地目・原野、面積計3,336平方メートル。非農地の事由については、10年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号31、農地の所在、[REDACTED]外1筆、登記地目・畑、現況地目・山林、面積計15,765平方メートル。非農地の事由については、20年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（菅野一紀）委員 4番菅野です。議案第27号番号1と2について調査内容を報告します。番号1から、5月1日午後1時30分より推進委員の大石忠雄さん、同じく推進委員の菊地清吉さん、事務局から佐藤局長、菅崎さんの5名にて現地調査を行いました。■■■■地区内の2ヶ所については、周りが作付けしているので、非農地化することが周辺農地への営農への影響も懸念されることから、非農地判定は出来ないと判断いたしました。また、■■■■の2ヶ所についても、荒廃化はしておらず、時期尚早と思われるところもあり、判定基準を満たさないとと思われるので、非農地判定は出来ないと判断いたしました。番号2については、午後2時から推進委員の大石忠雄さん、同じく推進委員の菊地清吉さん、事務局からは佐藤局長、菅崎さん5名にて現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりであり、非農地判定やむなしと判断いたしました。以上です。

12番（根本信康）委員 12番根本です。議案27号の3につきまして、現況確認の報告をいたします。5月1日に、馬場委員、佐藤洋三さんに伊藤金志くんと私とあと事務局の方から局長と菅崎くんが来ていただきました。この■■■■の場所ですけども、現状見ますとちゃんと根刈りしてあってこれは非農地判定は出来ないということで、みんなと話したようになります。以上です。

16番（馬場利正）委員 16番馬場です。議案27号4から16まで調査報告をいたします。内容については事務局説明のとおりです。5月1日に農業

委員の根本信康さん、推進委員の伊藤金志さん同じく佐藤洋三さん、事務局より佐藤局長、管崎さんと私で午後1時30分より現地調査をいたしました。調査の結果、4番から7番の農地については、まだ農地として十分耕作できるものと判断をいたしました。8番から16番については、すでに樹木が生い茂っており、農地として再生するには大変な状態でありましたので、やむなく非農地と判定いたしましたので皆さんのご審議よろしく申し上げます。

18番（齋藤弘美）委員 18番齋藤です。議案27号番号17から21について調査内容を報告いたします。5月1日に馬場委員、伊藤委員と私、事務局から佐藤事務局長と管崎さんの5名で現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、17番から20番は草があるだけで農地として利用することが可能であると認められました。番号21は立木が生い茂っており、農地に再生することが不可能と判断しました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

31番（遊佐一夫）委員 31番遊佐です。5月7日午前10時30分より、事務局より2人と佐藤孝志くんと大内信一くんと安齋栄くんと私と6人で現地確認しました。内容は事務局説明のとおりであります。皆さんの審議よろしく申し上げます。

36番（大内信一）委員 36番大内です。議案第27号の番号23番から30番まで調査内容を報告します。5月7日午前10時30分より農業委員の安齋栄さん、佐藤孝志さん、推進委員の遊佐一夫さんと私、事務局より佐藤局

長、管崎さんの6名で現地調査を行いました。番号23と24の農地は、まだ草を刈れば耕作することが可能であるということで、非農地判定は出来ないと判断しました。番号25から30の農地は10年以上も耕作されておらず、カヤとかシノとか生えておりまして、中を歩くことが困難な状況であり、山林化しており農地の復元は難しい状況であり、周辺農地も同様に荒廃化していることから、非農地判定やむなしと判断しました。内容は事務局説明のとおりです。以上です。よろしく申し上げます。

14番（佐藤美由紀）委員 14番佐藤です。議案第27号番号31について調査内容を報告します。5月8日午後2時から推進委員の武藤善朗さん、佐藤一男さんと私と事務局から佐藤局長と管崎さんの5名で現地調査を行いました。周りが山林に囲まれており、その農地もすでに山林化しているため、非農地判定やむなしと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

6番（武藤一夫）委員 番号22ですが、私ちょっと聞き洩らしたのかもしれませんが、調査結果の可否についてお知らせいただければ。

議長（奥平貢市）会長 22番の番号はどなたでしたっけ。はい。調査結果、判定の内容を教えてくださいということなんですが。

31番（遊佐一夫）委員 山際の天水場で、何年も荒らしていたので、水田に復旧は難しいってことで非農地判定しました。

議長（奥平貢市）会長 非農地判定だということでございます。よろしいでしょうか。はい。その他ご意見等ございますか。

無いようですので採決いたします。

議長（奥平貢市）会長 議案第27号、番号1から番号31について、原案のとおり判定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第27号、番号1から番号31については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第4、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書15ページをご覧ください。

議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年5月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1および番号2につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号3につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の

要望を受け、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

続きまして、議案書16ページをご覧ください。

番号4につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市） 会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

31番（遊佐一夫） 委員 31番遊佐です。議案28号1を報告いたします。

5月16日午前9時より安齋栄さんと■■■■■くん、あと■■■■■さんには電話で確認を取ってました。■■■■■くんの話を聞いてハウスを作ってやるってことで何ら問題はないと思いますのでよろしくお願ひします。

15番（遠藤伝栄） 委員 15番遠藤伝栄です。議案第28号番号2について調査内容を報告いたします。15日の午後1時からですね、遠藤康子推進委員とともに、■■■■■さん、現地です、お話を伺いました。■■■■■さんにつきましては、なかなか電話通じなかったんですが、夜かけて旦那さんと電話でつながりまして、この申請に間違いないということを確認いたしました。特に問題は無く許可適当と考へます。皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。

6番（武藤一夫） 委員 6番武藤一夫です。議案第28号番号3番について調査結果をお知らせします。5月17日午前9時より、推進委員の菅野正寿さ

ん、あと私とで調査をしました。当時譲渡人の■■■■■さんに関しては、今老人ホームで歩けない状態ということで、奥様が代理でまいりました。また、■■■■■さんについては、夫と2人で現地に赴いて出向いてお話を伺いました。それぞれ事務局の説明とおり問題なく許可相当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

11番（菅野秀和）委員 11番菅野です。議案第28号4について調査の報告をします。内容は事務局説明のとおりです。5月17日に譲渡人の■■■■■さんと電話で連絡を取り、内容に間違いはないとのことでした。なお現地の確認は高齢のためよろしくお願いたしますとのことでした。譲受人の■■■■■さんとは、5月18日に連絡が取れたので、19日の朝8時から■■■■■さんと佐藤委員と私の3人で現地の確認をしました。今回議案にあった4件とも■■■■■さんの家の前にあり、その中に■■■■■さんが使用している井戸があり、除草や連作など手入れも■■■■■さんがしていたようなので、問題は無いでしょうとの結論となりましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第28号、番号1から番号4について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第28号、番号1から番号4については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第29号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書17ページをご覧ください。

議案第29号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めらる。

令和6年5月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、事後申請になります。昭和22年頃に建築した住宅の一部が違反転用状態であることが判明したため、申請します。汚水の発生はありません。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

番号2、事後申請になります。昭和42年から昭和49年にかけて建築した物置が違反転用状態であることが判明したため、申請します。汚水の発生はあ

りません。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に関わる土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができる判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

18番（齋藤弘美）委員 18番齋藤です。議案第29号番号1について調査内容を報告いたします。5月18日に申請人■■■■さんから内容を聞き取り、現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。祖父の代から農地の一部を転用しないで使用していたということで、顛末書が提出されています。検討の結果、現に建物が建っていますので今回はやむを得ず許可をすると判断いたしましたのでご審議よろしく願いいたします。以上です。

5番（川口美奈子）委員 5番川口美奈子です。議案29号番号2について調査結果をご報告いたします。5月17日午前10時より、渡邊一正委員とともに■■■■さん宅を訪れ、現地にて確認を行いました。内容は事務局説明のとおりです。当時養蚕のためにつくられた施設ということで、今回顛末書も出ておりますので許可やむなしと判断をいたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第29号、番号1から番号2について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第29号、番号1から番号2については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書18ページをご覧ください。

議案第30号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めらる。

令和6年5月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、現住居が手狭であるため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は

市下水道へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第二種中高層住居専用地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、現住居が手狭であるため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し、集水桝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号3、一時転用になります。産業廃棄物処理場を建設するにあたり、資材置場、駐車場が必要となったため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号4、一時転用になります。公共工事を行うにあたり、資材置場、駐車場が必要となったため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可できると判断されるものであります。

続きまして、議案書20ページをご覧ください。

番号5、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、申請地に計画します。
汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低い
その他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

20番（菊地清吉）委員 20番菊地です。議案第30号番号1について報告します。5月18日14時から行政書士の■■■■さんと松本太委員と私の3人で現地確認しました。譲渡人の■■■■さんと、譲受人の■■■■さんには電話にて確認し議案内容に問題ないとのことでした。調査結果に問題はなく許可相当と判断しましたので皆様の審議よろしくお願ひします。以上です。

12番（根本信康）委員 12番根本です。議案30号の2番について現地調査の結果を報告いたします。5月19日推進委員の佐藤洋三さんと、■■■■さんのお宅まで行きました。当日その■■■■さん、譲受人の方なんですけど、息子さんと、ちょうど休みの日を選んで行ったんですけども、ちょっと用事ができて来れないということで、お父さんの■■■■さんの方に確認してきました。今回新築の建物で、生活排水や出る水については用水組合との確認をし、流すようになったということを書いてました。許可相当と思います。以上です。

18番（齋藤弘美）委員 18番齋藤です。議案第30号番号3について調

ます。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第30号、番号1から番号5について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第30号、番号1から番号5については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第31号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

本議案中、番号1及び番号2については[]委員、番号3については[]委員、番号5については[]委員が、議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこととなっており、関係委員を除斥して審議することとなります。

よって、まず、議案第31号、番号1及び番号2を審議することとしますので、[]委員の退席を求めます。

([]委員 退席)

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書21ページをご覧ください。

議案第31号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和6年5月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、5月31日を予定しております。

番号1、番号2につきましては、6筆、計9,454平方メートルに利用権の新規設定のために申請があったものになります。

その他の設定内容等については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1、番号2につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第31号、番号1及び番号2について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 (奥平貢市) 会長 全員賛成ですので、議案第31号、番号1及び番号2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

■■■■■■■■■■ 委員の除斥を解きます。

(■■■■■■■■■■ 委員 復席)

次に、議案第31号、番号3を審議することとしますので、■■■■■■■■■■ 委員の退席を求めます。

(■■■■■■■■■■ 委員 退席)

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書22ページをご覧ください。

番号3につきましては、1筆、812平方メートルに利用権の再設定のために申請があったものになります。

その他の設定内容等については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号3につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 (奥平貢市) 会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第31号、番号3について、原案のとおり承認することに賛成の委員は
挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第31号、番号3について
は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

（委員 復席）

次に、議案第31号、番号5を審議することとしますので、

委員の退席を求めます。

（委員 退席）

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書22ページをご覧ください。

番号5につきましては、4筆、計4,440平方メートルに利用権の新規設
定のために申請があったものになります。

その他の設定内容等については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号5につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項
の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第31号、番号5について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第31号、番号5については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

(委員 復席)

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第31号、番号1から番号7のうち、番号1から番号3、及び番号5の4件を除く3件を審議することとします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。農地流動化の状況について、議案書26ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区6筆、計9,454平方メートル。安達地区1筆、計812平方メートル。東和地区9筆、計10,826平方メートル。合計16筆、計21,092平方メートルの計画内容でございます。

利用権の新規設定は議案書 2 1 ページの番号 1、2、議案書 2 2 ページの番号 5 になります。

議案書 2 4 ページの番号 7 につきましては、譲受人は経営規模拡大のため申請地を売買により所有権移転するものであります。

その他の設定内容等については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号 1 から番号 7 のうち番号 1 から番号 3、番号 5 の 4 件を除いた 3 件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

5 番（川口美奈子）委員 4 番と 6 番の利用権設定を受ける者の■■■■さんという方の経営面積、これ同一人物かと思うんですが、4 番と 6 番の面積が違っているんですけど、これはどうなのかなと思って。

事務局 大変失礼いたしました。■■■■さんにつきましては、借入地のみの経営面積で 1 0 7. 8 アールであります。4 番、6 番ともに記載誤りとなりますので、訂正いただきますとともに議案の方の訂正の方お願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。

議長（奥平貢市）会長 ということでよろしいですか。はい。その他、質問意見等ございますか。

(意見なし)

ただいまの質問以外無いようですので、採決にはいります。

議案第31号、番号1から番号3、及び番号5を除く3件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第31号、番号1から番号3、及び番号5を除く3件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和6年第5回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告 午後2時59分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和6年5月20日

二本松市農業委員会

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員